若葉区地域活性化支援に係る審査要領

１　目的

この要領は、若葉区地域活性化支援事業補助金交付要領第５条第２項に定める審査の詳細について必要な事項を定めるものとする。

２　審査委員会

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

（１）審査委員会は、委員長及び委員（以下「審査委員」という。）をもって組織する。

（２）審査委員会の委員長は、若葉区長とする。

（３）審査委員会の委員は、次に掲げるとおりとする。

①　若葉区総務課長

②　若葉区保健福祉センター所長

③　若葉区地域づくり支援課長

④　前各号に定める者のほか、委員長が指名する者

（４）審査委員会の委員長に事故があるときは、若葉区地域づくり支援課長が委員長の職務を代理する。

（５）審査委員会は委員長が招集し、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

（６）審査委員会は非公開とする。

（７）補助金交付対象事業の決定等、審査委員会の決定は出席委員の多数決によるものとする。多数決において可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（８）審査委員会は、付記事項として団体に意見を示すことができる。

（９）審査委員会は、次に掲げる事項を担任する。

①　新規申請事業の審査・決定

若葉区地域活性化支援事業（以下「本事業」という。）の補助金交付を受けておらず、新たに申請する事業の審査・決定

②　継続申請事業の評価・審査・決定

本事業の補助金交付を受けており、継続の交付申請をする事業の評価・審査・決定

③　その他の事業の評価

本事業の補助金交付を受けており、継続の交付申請をしない事業の評価

３　新規申請事業の審査・決定について

（１）審査委員会は、次の各号の審査を行うものとする。

①　書類による審査

②　公開面接による審査（ただし、補助金交付申請額が５万円を超える事業に限る。）

（２）審査委員は、「若葉区地域活性化支援事業　審査シート（新規申請事業）」（様式第１号）を用いて各事業を採点する。

（３）各事業の採点は６０点満点とし、審査委員の平均点数（小数点以下第２位までの点数）の高い事業から順位付けし、採択予定枠数までの事業を補助金交付対象事業とする。

（４）採点の結果、審査委員の２人以上が「評価項目Ⅰ」のいずれかを１点とした場合又は総合計点数を３０点以下の得点とした場合は補助金交付対象から除外する。
（５）採択予定枠の末尾の順位において複数事業が生じることにより採択予定枠数を超える場合は、委員の協議により当該同一順位の事業の中から補助金交付対象事業とするものを選定する。

4　継続申請事業の評価・審査・決定について
（１）審査委員会は、次の各号の審査を行うものとする。
　①　書類による審査
　②　６に定める報告会における審査
（２）審査委員は、「若葉区地域活性化支援事業　審査シート（継続申請事業）」（様式第２号）（以下「審査シート」という。）を用いて各事業を採点する。
（３）各事業の採点は３６点満点とし、審査委員の平均点数（小数点以下第２位までの点数）の高い事業から順位付けし、採択予定枠数までの事業を補助金交付対象事業とする。
（４）採点の結果、審査委員の過半数が「評価項目Ⅰ」及び「評価項目Ⅱ」のうち２つ以上の項目を１点とした場合又は審査委員の２人以上が総合計点数を１８点以下の得点とした場合は補助金交付対象から除外する。
（５）採択予定枠の末尾の順位において複数事業が生じることにより採択予定枠数を超える場合は、委員の協議により当該同一順位の事業の中から補助金交付対象事業とするものを選定する。
（６）各審査委員の審査シートの「評価項目Ⅰ」の採点を基に、「若葉区地域活性化支援事業　評価シート」（様式第３号）（以下「評価シート」という。）を次の各号に定めるとおり作成・決定する。
　①　評価シートの「評価」欄は、個票の「評価」欄の平均点数を算出し、別表のとおり決定する。
　②　評価シートの「特記事項」欄は、個票の「特記事項」欄に記入された事項を要約したものとする。
　③　評価シートは、各審査委員に回議することで決定する。

5　その他の事業の評価について
（１）審査委員会は、書類による審査を行う。
（２）審査委員は、「若葉区地域活性化支援事業　評価シート（個票）」（様式第４号）（以下「個票」という。）を用いて各事業を採点する。
（３）各審査委員の個票を基に、評価シートを次の各号に定めるとおり作成・決定する。
　①　評価シートの「評価」欄は、個票の「評価」欄の平均点数を算出し、別表のとおり決定する。
　②　評価シートの「特記事項」欄は、個票の「特記事項」欄に記入された事項を要約したものとする。
　③　評価シートは、各審査委員に回議することで決定する。

６　報告会

補助金交付事業の内容を広く区民に周知すること等を目的とした報告会を開催する。

（１）委員長は、若葉区自主企画事業補助金交付要綱第５条の定めによる交付決定通知を受けた団体の中から、報告会で報告する団体を指名するものとする。

（２）報告会は、審査委員及び委員長が指名する者が出席するものとする。

（３）報告会は公開で行われるものとする。

７　アドバイザー

委員長は、審査及び評価にあたって、専門的な知見に基づく指導・助言を得るため、外部のアドバイザーを選任することができる。

８　庶務

審査委員会の庶務は、若葉区地域づくり支援課において処理する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日より施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日より施行する。

附　則

１　この要領は、平成２７年４月１日より施行する。

２　この要領の３（３）については、平成２８年度以降の審査より適用する。

附　則

１　この要領は、平成２９年４月１日より施行する。

２　若葉区地域活性化支援に係る報告会実施要領（平成２７年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この要領は、平成３０年２月１日より施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日より施行する。

別表

個票の「評価」欄の平均点数	評価シートの「評価」欄
２．５以上	A
１．５以上２．５未満	B
１．５未満	C